

五、家畜保健衛生所移転の取り組みについて

○弓指農政部長： 肝属家畜保健衛生所については、施設の老朽化が激しく、周辺の住宅化が急速に進んでいることから、鹿屋市西祓川町に新たに移転整備することとし、現在、実施設計の詳細について検討を進めているところである。今後、敷地整備を行い、九月中旬には建物工事に着手し、今年度中の完成を目指している。なお、新しい家畜保健衛生所での業務開始は、移転作業終了後の来年七月を予定しているところである。

新しい施設には、細菌検査室、生化学検査室のほか生命工学室を新設し、的確な遺伝子診断等を行うとともに、一〇〇名を収容できる大研修室も設置し、家畜保健衛生に関する知識の普及・啓発を図ることとしている。

県としては、家畜疾病の検査依頼頭数が年間約五四〇〇頭と県下で最も多い肝属家畜保健衛生所の機能を強化することにより、地域における家畜保健衛生業務の迅速かつ的確な対応に努め、畜産農家の経営安定と所得向上を図ってまいりたいと考えている。



肝属家畜保健衛生所完成予想図



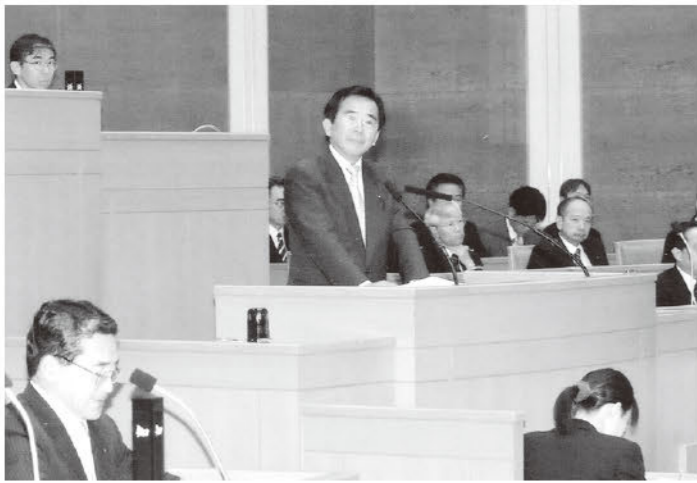
料金別納郵便
配達地域指定

青少年の健全育成を！
芳友「ほうゆう」

発行元
鹿児島県議会議員
堀之内よしひら
後援会

猛暑御見舞い
申し上げます

皆様方にはお変わりなくお過ごしのこととお察し申し上げます。平成二十一年度の六月議会も、六月十六日から、七月六日まで開会しました。当面する県政の諸問題の中、六月二十六日一般質問を致しました。主なものを記載いたします。



今日、我が国の景気は依然、厳しい状況にあります。県内経済についても、生産が 低水準で推移し、雇用情勢も悪く、個人消費も低迷しております。こうした中、昨年の秋以降に、三次にわたる景気対策が国において総額七十五兆円規模の対策が講じられ、国民に安心と活力をもたらす施策などが盛り込んだ「経済危機対策」が決定され、これに基づく補正予算が成立しました。本県においての補正予算の総額は約六五億円余りです。県としては、県内の景気動向にも配慮しつつ、雇用、経済対策に積極的に取り組み、ま

た、公共事業等の執行に当たり、早期発注や、県内企業への優先的な発注に努める所であります。新型インフルエンザ対策については、国内においても各地で感染が広がっており、六月十四日には県内でも初の感染者が確認されました。県においては、「新型インフルエンザ対策本部」と設置し、全県的な対応について協議を進めるとともに、本庁や保健所に相談窓口を設置し、県民や医療関係機関などからの相談に心掛けております。今後も県民の健康を守るため、関係機関と連携しながら、新型インフルエンザ対策に万全を期してまいります。

道路整備については、本県の骨格となす道路については、今後十年程度で整備する大きな方針の下で取り組むべきであると考えます。国、直轄の道路事業において、一般国道二二〇号早崎改良及び二二五号川辺改良について、整備が一時凍結されていましたが、地元の国会議員の先生方の御尽力のもと解除され、事業を執行する事になりました。

鹿児島県の定数見直しについては、六月定例会での成案化を見送り、九月定例会以降に持ち越すことに決まりました。定数見直し問題は、現行五十四の総定数を三減の五十一とし、任意合区「鹿屋、垂水」「西之表、熊毛郡」を用いて県内選挙区を二減の二十一選挙区に再編することは合意しておりますが、選挙区別の定数で紛糾しております。

今後とも、皆様方の一層の御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。まだまだ残暑きびしい時節、くれぐれも御自愛の程御健勝を御祈り申し上げます。



昭和28年1月5日
垂水市海潟生まれ



主 な 活 動 報 告

平成21年(6月26日)

一 般 質 問 (答 弁 要 旨)

◎ 新たな過疎対策の対応について

一、国等に対する要望内容について
新たな過疎対策の立法措置に関する国等への要望内容はそのようなものか。

○六反企画部長： 新たな過疎対策に向けた要望内容につきましては、新たな過疎対策法の制定とともに、過疎市町村の財政基盤を確立するため、地方交付税の充実・強化を図ること、過疎債については、財政措置の堅持に加え、人材の育成などソフト事業への活用も含めた制度の拡充を図ること、立地企業等の設備投資に対する国税の特別償却制度等について、対象事業の拡大を図ること、また、合併市町村への配慮として、現行いわゆる「みなし過疎」及び「一部過疎」の特例を継続することなどについて、県開発促進協議会などを通じて、国等に要望することとしていくところでございます。

二、水産振興について

養殖漁業の振興について

○白尾林務水産部長： 本県の水産業は、全国4位、約850億円の生産額を誇る本県の重要な産業の一つである。なかでも、ブリ・カンパチ養殖業は、温暖な気候、静穏な海域など地理的優位性も加わり、その生産額は、約440億円と、全国第一位の実績を誇る将来的にも重要な漁業種であることから、今後ともその振興を図っていく必要があると考えている。

現在、実施主体である県漁業信用基金協会において、この保証制度の運用に向けて、関係機関と協議しながら、作業を進められているところであり、県としては、まずはその推移を見守ってまいりたいと考えている。

四、漁港整備計画について

牛根麓漁港の整備について

○白尾林務水産部長： 牛根麓漁港は、養殖業の拠点として、平成20年9月に整備計画を策定したところである。

計画は、港内の静穏性の向上を図るための防波堤420mの整備、漁船の安全係留や水揚げなどのための岸壁330mの整備、作業の安全性・効率性の向上のための浮桟橋一基の整備や養殖いけすの組立・補修など養殖に付随する作業に必要な用地1・3haの造成等を行い、養殖基地としての機能充実を図るものとなっている。

整備に当たっては、地元の要望もあり、まずは、防波堤から整備を進めることとしているが、現地の水深が非常に深く、また、海底地形が急峻であることから、慎重に工法、構造の検討を進める必要がある。昨年度の測量、基本設計に引き続き、本年度は地質調査や詳細設計を行うこととしている。今後とも、地元と協議しながら着実に整備を進めてまいりたい。

養殖業振興に当たっては、基本的には養殖漁業者自らが、消費者や市場のニーズ等を把握し、それを生産や販売に生かすなど、主体的な経営管理を行うことが肝要であると考えている。

県としては、これらの養殖漁業者の取組を支えるため、漁港、養殖場等のインフラ整備、漁協等が行う加工場、冷凍庫等の施設整備に対する助成、漁業近代化資金などの制度融資、ブランド化による販路拡大、水産技術開発センターにおける餌飼料の開発や種苗生産に関する研究等、ハード、ソフト両面から各種の支援を行っている。

非常に厳しい状況にある養殖漁業の振興のため、今後とも、各般の施策を積極的に展開してまいりたい。

三、水産振興について

国の漁業緊急保証対策への対応について

○白尾林務水産部長： 国の漁業緊急保証対策は、魚価の低迷や餌飼料の高騰等の影響から、資金繰りに窮している中小漁業者の漁業活動の維持を図るため、国が保証料、代位弁済費用の助成を充実させることにより、一般保証とは別枠で緊急的な保証支援を行うものである。その内容については、一漁業者当たりの保証限度額が、無担保の場合は8千万円、無担保・無保証の場合は1・250万円となっており、また、漁業者が負担する保証料率は、通常の保証料率より低い0・8パーセントとなっているところである。

